官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○社会生活基本調査規則の一部を改正する省令（総務六五）　一
〔その他告示〕
○船川港における高度港湾工事を国土交通大臣が代行する件（国土交通五八〇）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三三
会社その他
会社決算公告　三九

省令

○総務省令第六十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十三日

総務大臣　林　芳正